

平成23年度福祉の支援を必要とする矯正施設等を 退所した障害者の地域移行支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者に対する、障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所（以下「障害者支援施設等」という。）による受入調整及び受入体制整備のための支援並びに矯正施設等を退所して地域生活へ移行する際の調整及び事業者等に対する勉強会等の支援に対して助成を行うことにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進を図ることを目的とする。

第3 事業の対象者

福祉的な支援を必要とする矯正施設等（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す）を退所した者（地域生活定着支援センター等の支援を受けた者に限る。）

第4 事業実施主体

本事業の実施主体は、県とする。

第5 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

- ア 障害者支援施設等における矯正施設等を退所した障害者に対する受入支援
- イ 矯正施設等を退所した障害者、又は(1)における障害者支援施設等での訓練等修了者をケアホーム又はグループホーム（以下「ケアホーム等」という。）において受け入れるための支援

※地域生活定着支援センター等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行い、受け入れた場合に対応

【主な事業内容】

- (1) 施設における求人及び事前の体制づくりのための人員確保（当該利用者が障害者支援施設等又はケアホーム等の報酬（地域生活移行個別支援特別加算）の対象となる前の人件費を含む。）のための支援
- (2) 先進地視察、勉強会等の開催の支援
- (3) 矯正施設等との調整
- (4) 退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- (5) 移行先のケアホーム等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- (6) 移行先のケアホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

- 2 据助対象事業者
障害者支援施設等及びケアホーム等を設置・運営する法人
- 3 据助対象経費
據助対象事業者が、事業実施に必要とする経費（人件費、旅費、需用費及び役務費等）のうち、平成23年度中に支出した経費
- 4 交付額の算定方法
據助金の交付額は、1の(1)及び(2)のそれぞれ1件あたり1,000千円を據助基準額とし、據助基準額と対象経費実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

第6 提出書類

- 1 本事業による據助を受けようとする事業者は、交付要綱第4条第2項に定めるものほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
ア 事業計画書（別紙1）
- 2 本事業に係る実績報告を行おうとする事業者は、交付要綱第8条に定めるものほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
ア 事業報告書（別紙2）

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年度限りでその効力を失う。

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業補助金

事 業 計 画 書

(事業者名)

区分	事業内容	補助対象経費		対象経費積算内訳 補助対象期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)
		費目	金額	
(1)支援員の確保				
(2)(6)先進地視察、勉強会、研修会等の開催				
(3)(5)矯正施設、不動産業者等との調整				
(4)一人暮らしの定着支援				
その他				
計				

※必要に応じて参考資料を添付すること。

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業補助金

事 業 報 告 書

(事業者名)

区分	事業内容	補助対象経費		対象経費積算内訳
		費目	金額	
受入対象者氏名()		受入日	年 月 日	補助対象期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)
(1)支援員の確保				
(2)(6)先進地視察、勉強会、研修会等の開催				
(3)(5)矯正施設、不動産業者等との調整				
(4)一人暮らしの定着支援				
その他				
計				

※地域生活定着支援センター・移行先・相談支援事業者等との調整や矯正施設等を退所した障害者の受入準備・体制確保のために実施した活動の概要を添付すること